

4/30

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内 容	事務所賃貸料 (5 月分)		
年 月 日	24年4月30日～	年 月 日	金 額 31, 231 円

目 的	—										
使 途	—										
政務活動・ 県政との 関 連 性	—										
《領収書貼付枠》 <table border="1"> <tr> <td>524-04-30</td> <td>200</td> <td>*62,000</td> <td>ソウキン カ)アサヒケンセツ</td> </tr> <tr> <td>524-04-30</td> <td>200</td> <td>*462</td> <td>振込手数料</td> </tr> </table>				524-04-30	200	*62,000	ソウキン カ)アサヒケンセツ	524-04-30	200	*462	振込手数料
524-04-30	200	*62,000	ソウキン カ)アサヒケンセツ								
524-04-30	200	*462	振込手数料								

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で案分	62,462 円	1/2	
		%	31,231 円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 5 月 1 日	～ 令和 年 月 日	金 額 2120 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業とアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	- 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 - 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 - 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 - 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 - 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 24年 5月 1日 15時 9分 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A14405-015750-826935 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 24年 5月 1日 22時 53分 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A14405-015750-828436 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	--

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入代「月刊廃棄物 24年5月号」		
年 月 日	令和 6 年 5 月 2 日～令和 年 月 日	金 額	2,095 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱店	店 番	取扱番号
06-05-0223357	A93120013	
取扱店	シス・オカケンチョウナイ	
払込口座	00190-6	655183
払込金額	*1,943	料金 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費料金は、含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,100	
おつり	*8,005	
ゆうちょ通帳アプリで税公金支払い (QRコード) キャンペーン実施中		

印紙税申告納
付につき廻町
税務署承認済

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,095 円	100%	2,095 円

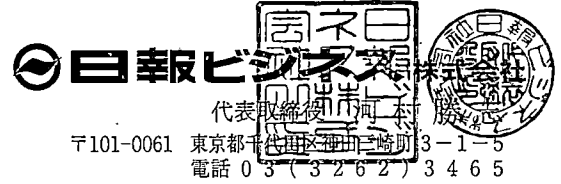
請求書

Page. 1

2024年 4月30日

〒418-0061
静岡県富士宮市北町13-3

四本 康久 様



〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5
電話 03-(3262)3465

郵便振込口座 00190-6-655183
銀行口座 みずほ銀行 九段支店 当24257
口座名義 ニッポウビジネス (カ)
振込手数料は貴社にてご負担下さいませ、お願い申し上げます。
登録番号 T6-0100-0107-2305

お客様番号 : XXXXXXXXXX お問い合わせ番号 : XXXXXXXXXX
お支払い期限 : 24/06/29
● お買い上げ頂きまして誠に有難うございます。下記の通りご請求申し上げます。
● 振込時、上記お客様番号(7ケタ)を入力願います、

お知らせ
銀行振込もご利用いただけます。

	郵便振込
	1,943円

						区分
3005 1	◆ 四本 康久 様分 月刊 廃棄物 2024年5月号 送料 内消費税等	1 1	部	1,843 100	1,843 100 (177)	1 1

区分 : 1, 売上 2, 返品 3, 商品値引 4, その他売上 5, 販促 6, 配送料 7, 代引手数料 8, 伝票値引

- お支払期限までに銀行・郵便局で払い込み下さい。
- 銀行振込をご利用のお客様は下記払込用紙はご使用できません。

適用税率は10%です。

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	富士宮国際姉妹都市協会 年会費 (令和6年度分)		
年 月 日	24年5月7日～	年 月 日	金 額 2,000 円

会の趣旨・目的	富士宮が姉妹都市提携したサンタエリカ市をはじめとする姉妹都市の市民との友好親善を基調として教育・文化・スポーツ等幅広い交流を推進する
会の活動内容等	・国際交流により相互理解を深め友好関係を促進する ・海外の教育・文化・スポーツ等に関する情報・資料交換
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報や会からの意見を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

領 収 書

四本 康久 様

金 2,000 円

但し、令和6年度富士宮国際姉妹都市協会年会費として上記正に領収いたしました。

令和6年5月7日

富士宮国際姉妹都市協会会長 西村正



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (協会規約)

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2000 円	100 %	2000 円

全2政務活動にかかるものがある。

富士宮国際姉妹都市協会規約

(名称)

第1条 この会は、富士宮国際姉妹都市協会（以下「協会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協会は、富士宮市が姉妹都市提携したサンタモニカ市をはじめとする姉妹都市の市民との友好親善を基調として、教育、文化、スポーツ及び産業等幅広い交流を推進し、富士宮市の国際文化都市としての発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際交流により相互理解を深め、友好関係を促進するための事業
- (2) 海外の教育、文化、スポーツ及び産業等に関する情報、資料の交換等により、市民生活の向上を図るための事業
- (3) その他国際親善に関する事業

(会員の種類及び会費)

第4条 協会の会員の種類及び会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員 年額 1口 2,000円
- (2) 団体会員 年額 1口 5,000円
- (3) 法人会員 年額 1口 5,000円

(役員)

第5条 協会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 前会長 1名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

2 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員を選出)

第6条 理事及び監事は、会員の互選により選出する。

- 2 常任理事は、理事の互選により選出する。
- 3 会長は、常任理事の互選により選出する。
- 4 副会長は、常任理事の中から会長の推薦により選出する。
- 5 前会長は、直前会長がその任にあたる。
- 6 名誉会長、顧問及び参与は、会長が総会において委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理するとともに、総会、理事会及び常任理事会の議長となる。

- 2 前会長は、会長に会務に関し助言を行い、協会の円滑な運営を図ることに協力する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事は、事業の企画、立案を行う。
- 5 理事は、協会の会務を処理する。
- 6 監事は、協会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 総会は、次に掲げる事項について協議する。ただし、第3号から第5号までの事項については、常任理事会に委任することができる。

(1) 規約の制定及び改廃に関すること。

(2) 役員の選出に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 収支予算及び収支決算に関すること。

(5) その他協会の運営に関すること。

3 会長は、前項の規定に基づき常任理事会に委任された事項について、次の総会に報告するものとする。

4 総会の議案は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会及び常任理事会)

第10条 理事会及び常任理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、理事会及び常任理事会に会長経験者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第11条 協会の事業又はその運営について必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(経費)

第12条 協会の経費は、会費、交付金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 協会の事務を処理するため、事務局を富士宮市役所に置くものとする。

(その他の事項)

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、理事会においてこれを定めることができる。

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	(調査研究費)・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 5 月 7 日	～令和 年 月 日	金 額 2120 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	- 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 - 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 - 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 - 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ☒ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新富士 料金所(至) 新静岡 24年 5月 7日 8時45分 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A14405-075750-834339 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 046	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 24年 5月 7日 16時20分 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A14405-075750-834834 (確) ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
--	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2120 円	100 %	2120 円

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	24年5月 購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする
《領収書貼付枠》	
06-05-07 100 *2,750 SMBC(ニホ)キヨウイク	

案分の理由	領収書金額 (a)	案分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかる ものである	2,750 円	/	
		100%	2,750 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (5月分)		
年 月 日	令和 6 年 5 月 7 日～令和 年 月 日	金 額	25,423 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

月額リース料 (60,720 円) からカーナビ・ドライブレコーダー等の対象外経費を除いた
50,847 円の 1/2相当額を充当する。

(6 年 4 月 整理番号 4 - 8 参照)

324-05-07 | 200 | *60,720 | トヨタ自動車株式会社 |

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	50,847 円	1/2	25,423 円
		%	

〒 418-0061

静岡県 富士宮市
北町
13-3
四本康久 様

登録番号: T8010401059346



日本カーシェアリング株式会社

〒 420-0853
静岡県 静岡市葵区
追手町
8-1 土地静岡ビル6F



K015A0001039YA001039

部署 静岡支店営業チーム
電話 054-205-2641
担当

2024 年 4 月 12 日

口座振替通知書

請求書№. 54D51960
請求先コード

今回御請求額	お支払期日	お支払方法
¥60,720	2024 年 5 月 7 日	口座振替
内リース料等 55,200		
内消費税等 5,520		

金融機関名	
支店名	
種目・口座	

平素格別のご愛顧を賜りまことにありがとうございます。表記のとおりご請求申し上げますので、ご照合のうえお支払い下さい。 ページ: 1

契約番号	開始日	回数	総数	ご請求明細	金額(円)	内消費税(円)	税率(%)	備考
	220621	24	48	リース料 6/5分	60720	5520	100	
				リース 消費税 10% 計	60720	5520		
				税率別計 消費税 10% 計	60720	5520		

仕入控除にはお支払明細書又はご利用明細をご覧ください。

ページ小計-->

60720	5520	55200 (税抜)
-------	------	------------

請求件数 1 件



口座引落は、東京センチュリーもしくはセンチュリー（センチュリーリース）名で引き落としさせていただきます。

通
信
欄

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内 容	事務用品購入 (ラベル紙-1レ)		
年 月 日	令和6年5月1日~令和 年 月 日	金 額	1140 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関 連 性	_____

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	2280 円	1/2	1140 円
		%	

CAINZ

富士宮店 TEL 0544-28-1000

お買い物便利になるカインズアプリ

- ・アプリで注文、店舗で受取り
 - ・在庫がわかる/売場がわかる
 - ・チラシが見られる
 - ・ポイントが貯まる
- インストールはこちらから⇒



領 収 証

レジアルバイト募集中！お気軽に
お電話下さい。TEL 0120-50-4510
(受付) 9:30~18:00

2024年05月07日(火)17時11分 #2487

支払者: 四本康久

081 ラベリル24J 100 ￥2,280

1点	小計	￥2,280
合計		￥2,280
(含む消費税等)		￥207
(10%対象)		￥2,280
消費税		￥207

クレジット ￥2,280
カード会社 27 ビザマスター

金種指定 クレジット
会社名 ビザマスター
仕向先 1W711060000
会員番号 [REDACTED]
有効期限 XX/XX
* 支払区分 一括払い(10)
金 額 ￥2,280
端末識別番号 6561502002465
承認番号 758367
処理通番 S752252
* 伝票番号 97612
AID A0000000031010
ATC A00167
カードシーケンス番号 C00
アプリケーション名 VISA
決済管理番号
0001-1-97612-10-00

お釣り ￥0

◆◆◆◆ ポイント情報 ◆◆◆◆

会員番号 [REDACTED]
前回ポイント [REDACTED] 点
今回ポイント [REDACTED] 点
累計ポイント [REDACTED] 点
本年失効予定ポイント [REDACTED] 点
本年失効日は12月31日です。

カインズカードがさらに使いやすく
たまったポイントが1ポイント
からご利用頂けるようになりました
ただいま新規カード会員募集中！

店:0795 シ:0053
登録番号 T3070001006474



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県外視察 (三重県)		
年 月 日	24年5月8日～	年 月 日	金 額 19860円

目 的	別紙参照
使 途	交通費・馬車料
政務活動・ 県政との 関連性	視察の成果をもとに6月議会質問を行っていく。
<<領収書貼付枠>>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかっている。	19860円	100%	19860円

領収書

Receipt

領収年月日 2024.5.8 登録番号: T3180001031569
金額 ￥14,280 (消費税等込み) 税10%

上記金額確かに領収いたしました

購入商品 JR乗車券類

(50180 4枚)

東海旅客鉄道株式会社

新富士駅MV803発行 60181-02

印紙税申告納

付につき名古屋中村

税務署承認済

新富士～名古屋 往復

領収書

No. 14734719

Receipt 自署 様

領収年月日 2024. 5. 8

決済区分 IC

金額 ￥2,290-

(10%対象¥2,082-) 消費税¥208-

(8%対象¥0-) 消費税¥0-

購入商品 乗車券等 Tickets

近畿日本鉄道株式会社

(T5120001183629)

24- 5- 8 11:06:45 名古屋147

印紙税申告納

付につき天王寺

税務署承認済

近鉄 名古屋～伊勢中川

領収書

No. 03134491

Receipt 自署 様

領収年月日 2024. 5. 8

決済区分 現金

金額 ￥2,290-

(10%対象¥2,082-) 消費税¥208-

(8%対象¥0-) 消費税¥0-

購入商品 乗車券等 Tickets

近畿日本鉄道株式会社

(T5120001183629)

24- 5- 8 16:10:33 伊勢中川031

印紙税申告納

付につき天王寺

税務署承認済

近鉄 伊勢中川～名古屋

領収証

田本康久 様

24 年 5 月 8 日

★ ￥1,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

富士市柳島276-8

駐車場 ミニパーク

TEL 0545-61-7863

補記: 但唱
「馬車代金」として

県外調査概要書

24年5月10日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ 四本 康久

目的	近畿日本鉄道におけるシカ害対策の現状調査
年月日	令和6年5月8日
場所	三重県 近鉄伊勢中川駅事務所
内容	1 行程 新宮～名古屋 JR新幹線往復 名古屋～伊勢中川 近鉄 往復 2 応対者 近畿日本鉄道 中川信通区 助役 西井浩二氏 〃 〃 係長 野村善成氏 3 聴取内容 近鉄におけるシカ害対策の現状と現場視察を行った。 「シカ踏切」の現場も視察。 今後の平井におけるシカ害対策の参考としていく。 4 県政への反映 6月議会質問の参考としていく。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 5 月 10 日～令和 年 月 日	金 額	2070 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・ 会派内調整 打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費 ・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ☒ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 日本平久能山 24年 5月10日 12時28分 通行料金 ￥1,010- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A15405-100984-558137 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。	ご利用ありがとうございます。 利 用 証 明 書  NEXCO 中日本 NEXCO中日本お客さまセンター 0120-922-229 登録番号：T4180001056169 料金所(自) 新静岡 料金所(至) 新富士 24年 5月10日 18時53分 通行料金 ￥1,060- (ETCクレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A15405-100984-558939 確 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。
---	---

046

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2070 円	100 %	2070 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 5 月 13 日～令和 年 月 日	金 額	1060 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業と フ リング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通 費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関 連 性 (該当項目に丸印)	☒ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



NEXCO中日本お客さまセンター
0120-922-229

登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新富士

料金所(至) 新静岡

24年 5月13日 9時40分

通行料金 ￥1,060-

(ETC/レゾット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A15405-130984-560130



※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1060 円	100 %	1060 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 6 年 5 月 15 日	～令和 年 月 日	金 額 2070 円

目 的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動調査・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理・その他調査 ()
使 途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料・その他
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	○ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ・ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の課題内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ・ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。

《領収書貼付枠》

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



NEXCO中日本お客さまセンター

0120-922-229

登録番号：T4180001056169

料金所(自) 富士川スマート

料金所(至) 日本平久能山

24年 5月15日 15時13分

通行料金 ￥1,010-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A15405-150984-561136 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

ご利用ありがとうございます。

利 用 証 明 書



NEXCO中日本お客さまセンター

0120-922-229

登録番号：T4180001056169

料金所(自) 新静岡

料金所(至) 新富士

24年 5月15日 23時55分

通行料金 ￥1,060-

(ETCクレジット) 車種 1

※通行料金の消費税率は10%です。

取扱番号

A16405-156683-694134 (確)

※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2070 円	100 %	2070 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝金等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務費・人件費			
内容	事務所費多代(5月分)			
年月日	24年5月20日~	年	月	日
	金額		5,588 円	

目 的	—
使 途	—
政務活動・ 県政との 関 連 性	—
《領収書貼付枠》	

案分の理由 政務活動と後援会 活動と二分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	11177 円	$\frac{1}{2}$ %	5588 円

(B)電気料金等払込金受入票(振込依頼書)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社	909
地区番号	08	年月分	6-5	金額	¥ 4 8 5 0	
				お客さま番号		

お問い合わせ先
カスタマーセンター

0120-995-001(代)

料		日 附 印
金		
備	円	
考		

(銀行保管または、コンビニエンス・ストア店舗控え)

(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	6-5	払込金額	¥ 4 8 5 0		
うち消費税等相当額	円 440				
ご契約	戸数	契約容量	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
4 kW		90	23		
ご使用期間 4月 9日~ 5月 9日				ご契約変更	月 日
				お名前変更	月 日

ご使用契約場所	富士宮市 北町	15番(地)	1号	棟 号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ様			

お支払期限日	6月 10日
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。	

地区番号	08	ご契約種別	低圧電力
お客さま番号			
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		

東京電力エナジーパートナー株式会社
(お客さま控え)

○本領収証により集金員が収納するものではありません。

(B)電気料金等払込金受入票(振込依頼書)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社	909
地区番号	08	年月分	6-5	金額	¥ 6 3 2 7	
				お客さま番号		

お問い合わせ先
カスタマーセンター

0120-995-001(代)

料		日 附 印
金		
備	円	
考		

(銀行保管または、コンビニエンス・ストア店舗控え)

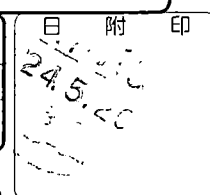
(A)電気料金等郵便振替払込金受領証(領収証)

口座番号	00150	9	167	加入者名	東京電力エナジーパートナー株式会社
年月分	6-5	払込金額	¥ 6 3 2 7		
うち消費税等相当額	円 575				
ご契約	戸数	契約容量	ご使用量kWh	コード	うち精算金額 円
40 A			191		
ご使用期間 4月 9日~ 5月 9日				ご契約変更	月 日
				お名前変更	月 日

ご使用契約場所	富士宮市 北町	15番(地)	1号	棟 号
お支払人氏名	ヨツモト ヤスヒサ シムシヨ様			

お支払期限日	6月 10日
上記お支払期限日を過ぎた場合のお支払いは、コンビニエンス・ストアにお願いいたします。	

地区番号	08	ご契約種別	従量電灯B
お客さま番号			
お問い合わせ先 カスタマーセンター	0120-995-001(代)		

東京電力エナジーパートナー株式会社
(お客さま控え)

○本領収証により集金員が収納するものではありません。

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	NPO法人 富山自然の森づくり 年会費(令和6年度)		
年 月 日	24年5月24日～	年 月 日	金 額 5,000 円

会の趣旨・目的	富山の自然環境保全を図るため自然林・人工林の再生等に関する事業を行う。
会の活動内容等	・森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業 ・調査・研究に関する諸活動と自然生態系に関する事業
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等を県施策に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票 お取扱日 店番 取扱番号 06-05-2423020 A93120002 取扱店 フジノミヤ 払込口座 00880-9 53276 払込金額 *5,000 料金 *0		振替受付票	
		払込みの証拠となるものに保存し て下さい。消費 税等が含まれて います。(ゆうちょ銀行)	
日 時 00880 9 53276 振込金額 *5,000 入金額 *10,000 おつり *5,000		印紙税申告納付につき趣町税務署承認済	

ゆうちょ通帳アプリで税公金支払(QRコード)ギヤンセン実施中

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他()

(定款)

案分の理由 全て政務活動にかかるものがある	領収書金額(a) 5000 円	案分率(b) 100 %	政務活動費支出額(a×b) 5000 円
--------------------------	--------------------	-----------------	-------------------------

特定非営利活動法人富士山自然の森づくり 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富士山自然の森づくりという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県富士宮市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、富士山等の自然環境保全を図るため、自然林、人工林の再生等に関する事業を行い、生物多様性豊かな森林を造成し、地域及び広地域の環境保全及び住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 森林整備により森林再生のための諸活動に関する事業
- (2) 調査・研究に関する諸活動と自然生態系の把握に関する事業
- (3) 啓蒙・普及として講演・シンポジウム、環境教育等を行う自然環境保全に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、総会における議決権を有するもの

(2) 一般会員

この法人の目的に賛同し、この目的を達成するために行う事業を支援する個人及び団体で、総会における議決権を有しないもの

(入 会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出する。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、理事会が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令、定款等に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品不返還)

第12条 既に納入した、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 長 1名
- (2) 副理事長 1名以上
- (3) 理 事 3名以上（理事長及び副理事長を含む）

(4) 監 事 1名以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくないと認められるとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で総会の決議により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事を兼任することができる。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

(顧問、評議員)

第21条 この法人に顧問、評議員を置くことができる。

- 2 顧問、評議員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問、評議員は、この法人の運営上の重要事項について、理事長の諮問に応じる。

第5章 総会

(総会の種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 25 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

（総会の招集）

第 26 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

（議 長）

第 27 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第 28 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 29 条 総会における議決事項は、第 26 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 30 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印し、これを保存しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 年度当初の事業計画及び活動予算の変更に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関すること
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をし、これを保存しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び活動予算)

第45条 この法人の年度当初の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出とすることができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する

場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は法第11条第3項に掲げるもののうち、富士宮市に譲渡するものとする。

(合 併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、岳南朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正 会 員	1 口	10,000 円
(2) 一般会員	1 口	2,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別

紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

これは現行の定款に相違ない

平成 30 年 5 月 22 日

特定非営利活動法人 富士山自然の森づくり

理事長 仁藤 浪

各位様

令和2年5月27日

年会費改訂の件

コロナの緊急事態宣言が解除されました。感染の恐れが無くなったわけではありませんので気を付けて行かなければならないと思います。

さて、令和2年5月23日（土）に富士宮市立西公民館におきまして総会を開きました。

会報の8ページでお知らせしてきた通り年会費について審議しました。

動議・審議の要点は

1. 設立時に100名の参加者がいたが、広葉樹による森づくりという趣旨を正しく理解し積極的に参加してくれる方による会の運営をしていくということで正会員という制度を作った。
2. 植樹による森づくり活動も少なくなり、時代の変化とともに会員数も減少してきたので、一般会員の会費を下げて参加者数を増やしていきたい。
3. 会費を改定することは金額の問題でなく、会の設立趣旨の理解・運営上の問題であることを十分認識して審議しなければならない。

以上のことを念頭に置いて審議した結果、会の趣旨を理解し支持支援して頂ける一般会員の方が参加しやすい様に、また、正会員として加入し積極的に活動に参加してもらえるようにということで会費を引き下げることに全員の賛同を得て決定いたしました。

正会員年会費 5,000円

一般会員年会費 1,000円

を同封の「通常払込料金加入者負担」の振替払込用紙を使用して6月末までにお支払いをお願いします。

会報は今まで通り発行の都度お送りいたします。

以上

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料（静岡・岳南朝日・富士ニュース・朝日・農業新聞） 5 月分		
年 月 日	24年5月27日～	年 月 日	金 額 12,780 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集		
使 途	24 年 5 月購読料		
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。		
《領収書貼付枠》			
【内訳】			
静岡新聞 3,300 円			
朝日新聞（朝夕刊） 4,900 円			
岳南朝日新聞 977 円			
富士ニュース 980 円			
農業新聞 2,623 円			
計 12,780 円			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	12,780 円	/	12,780 円
		100%	

支出証拠書（自動車燃料代）

【5月分】5/27

（会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久 ）

区 分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年 月 日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積 算 方 法 ※	充当額 (円)
事 務 費		円× km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・ 充当限度割合による案分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 四本 康久

《領収書貼付枠》

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で案分	22340 円	1/2 %	11170 円

EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/05/02(木)11:07
Tカード会員

先上 次下会員
レギュラー
021000 ¥4670
27.47L @170.0 L- 4 N-10
割引適用(021480)
3円/L個 割引 済み

小計 ¥4,670
(10%対象 ¥4,670)
内消費税 ¥425
合計 ¥4,670
お預かり ¥5000 お釣 ¥330
上記にて領収書とさせていただきます

種別:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.9389 担当:0001

POS番号01
2024/05/02 釣銭伝票No.7844

おつり引換券

2024/05/02(木)11:07
釣銭金額 ¥330
2024/05/02 釣銭番号 7844

2807844003307



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/05/09(木)22:45
Tカード会員

先上 次下会員
レギュラー
021000 ¥4080
24.00L @170.0 L- 4 N-10
割引適用(021480)
3円/L個 割引 済み

小計 ¥4,080
(10%対象 ¥4,080)
内消費税 ¥371
合計 ¥4,080
お預かり ¥5000 お釣 ¥920
上記にて領収書とさせていただきます

種別:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.8616 担当:0001
POS番号01
2024/05/09 釣銭伝票No.9716

おつり引換券

2024/05/09(木)22:45
釣銭金額 ¥920
2024/05/09 釣銭番号 9716

2809716009202



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/05/15(水)00:29
Tカード会員

先上 次下会員
レギュラー
021000 ¥4510
27.17L @166.0 L- 4 N-10
割引適用(021945)
5円/L個 割引 済み

小計 ¥4,510
(10%対象 ¥4,510)
内消費税 ¥410
合計 ¥4,510
お預かり ¥10000 お釣 ¥5490
上記にて領収書とさせていただきます

種別:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpに
てご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.4953 担当:0001
POS番号01
2024/05/15 釣銭伝票No.1070

おつり引換券

2024/05/15(水)00:29
釣銭金額 ¥5,490
2024/05/15 釣銭番号 1070

28010700054904



印字不鮮等のため補記

合計 ¥4,080

EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/05/20(月)18:03

Tカード会員様

元上レギュラー
021000 ¥4630
27.89L @166.0 L- 4 N-10
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,630
(10%対象) ¥4,630
内消費税 ¥421
合計 ¥4,630

お預かり ¥5000 お釣 ¥370
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P
特別P
今回計

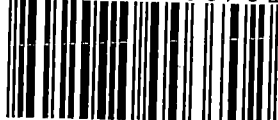
利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.2058 担当:0001
POS番号01
2024/05/20 釣銭伝票No.2475

おつり引換券

2024/05/20(月)18:03
金釣銭金額 ¥370
2024/05/20 釣銭番号 2475

2802475003702



EneJet ドトールコーヒー

領収書

岡重株式会社
EneJet富士宮バイパスSS
静岡県富士宮市ひばりが丘700
TEL:0544-27-4402
登録番号:T2080101011309
2024/05/27(月)21:17

Tカード会員様

元上レギュラー
021000 ¥4450
26.81L @166.0 L- 2 N- 4
割引適用(021945)
5円/L,個 割引 済み

小計 ¥4,450
(10%対象) ¥4,450
内消費税 ¥405
合計 ¥4,450

お預かり ¥10000 お釣 ¥5550
上記にて領収書とさせていただきます

ポイント:基本P
特別P
今回計

利用Tポイント
利用可能Tポイント
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます。有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はwww.tsite.jpにて
ご確認ください。

当日給油レシートで
ドトール単品ドリンク
1杯30円引き(セットを除く)
※当店のみ、発行当日のみ有効。
お1人様1回1枚の利用となります
No.0800 担当:0001
POS番号01
2024/05/27 釣銭伝票No.4273

おつり引換券

2024/05/27(月)21:17
金釣銭金額 ¥5,550
2024/05/27 釣銭番号 4273

2804273055501



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入代：D-file 24 年 5 月発行号 上・下		
年 月 日	令和 6 年 5 月 28 日～令和 年 月 日	金 額	4950 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	書籍購入
政務活動・ 県政との 関連性	県政関連の情報を収集し、政策や質問等の参考にする

《領収書貼付枠》

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店 番	取扱番号
06-05-28	23432	A93160003
取扱店	7ジノミヤジ ヨウホク	
払込口座	00100-6	34749
払込金額	*4,950 料 金	
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、下さい。消費税等は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*10,950	
おつり	*6,000	
ゆうちょ通帳アプリで税公金支払い(QRコード) キャンペーン実施中		

印紙税申告納付につき補助税務署承認済

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a) 4950 円	案分率(b) 100%	政務活動費支出額(a×b) 4950 円
--------------------------	--------------------	----------------	-------------------------

四本 康久 様

下記の通り納品致します。

¥4,950

イマジン 出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計 2	10%対象金額 4,500 10%消費税額 450	税込金額 4,950

四本 康久 様

下記の通り御請求申し上げます。

¥4,950

イマジン 出版株式会社
代表取締役 片岡幸三
〒112-0013 東京都文京区音羽1-5-8
登録番号 T3010001000788
TEL 03-3942-2520 FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合 計 金 額
1	D-file 2024年5月発行号(4月号) 上・下	2	2,475	4,950
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
摘要		合 計 2	10%対象金額 4,500 10%消費税額 450	税込金額 4,950

5-19

支出証拠書(各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費		
内 容	日本自治創造学会 年会費 (令和6年度)		
年 月 日	24年5月30日～	年 月 日	金 額 2000 円

会の趣旨・目的	市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生と地域、特に地方政策を中心に首長、職員、研究者を加えて研究、交際流を行う。
会の活動内容等	・学術にフォーラム、研究発表、交流大会の開催 ・各種機関と連携し、会員の情報の提供
政務活動・県政との関連性	会の活動を通じて得られた情報等や会からの意見などを県施策等に反映させる。

〃 西曆一千九百一十九年 〃

領 収 証

四本 康久 様 No. 110

金額

72000

但 日本自治創造学会 2024 年度 年会費
2024 年 5 月 30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

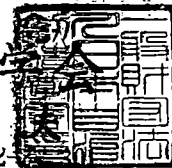
コクヨ ウケ-695

一般財団法人

日本自治創造

理事長 穂 坂 邦

東京都千代田区神田佐久間町2



※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他（会費規則）

案分の理由 全て政務活動に かかるものがある	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2000 円	100 %	2000 円

補足: 会計年度は 4月~翌年3月

財団法人 日本自治創造学会の概要

The Japanese Society for Local Democracy

1. 本会の特色

(1) 自治の創造

本会は、市民的な視野に立ち、学術と実践の知的交流を通じて日本の再生、地方自治の創造をめざそうとするものである。特に地方議会の議員を中心に、自治体の首長、職員、市民、研究者を加えて地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流を通じて、地域主権国家にふさわしい自立・自律的な地方自治を創造することを目的としています。

(2) 幅広い事業への取組み

学術研究大会やシンポジウムを開催し、参加者との意見交換を活発に行うとともに、構成員（会員）の自治体改革や議会改革についての①事例発表機会の提供、②取組内容や成果に対する本の刊行など幅広い活動を行います。

(3) 社会貢献

法人格（財団法人）を有する団体として透明性の高い運営を図り、広く社会に貢献します。

2. 本会の概要

(1) 事業

- ①学術シンポジウム、研究発表、交流大会の開催
- ②各種機関と連携し、会員への情報の提供
- ③機関紙の発行と必要に応じ本の刊行

(2) 会員 約300名・研大会参加者 約500～600名

- ①地方議員、首長、自治体職員
- ②地方自治に関心のある市民及び団体、研究者

(3) 会費

- ①正会員は研究大会参加費13,000円（年会費・資料代含む）とし、院生等は2,000円（年会費・資料代含む）とする。
- ②研究大会（年次大会）のみに参加する者は、その都度、参加費として15,000円（資料代含む）を納入する。

(4) 研究大会（年次大会）

講演会やシンポジウムを開催する。

(5) 役員構成

理事（理事長）	穂坂 邦夫（NPO法人地方自立政策研究所理事長）
理事	金井 利之（東京大学教授）
理事	牛山久仁彦（明治大学教授）
理事	宮台 真司（東京都立大学教授）
理事	西出 順郎（明治大学教授）〔幹事兼務〕
理事	後 房雄（愛知大学教授）
幹事	西田 陽光（一般社団法人次世代社会研究機構代表理事）
幹事	戸崎 将宏（千葉県庁）
監事	服部 範雄（会社顧問、元関東管区警察局長）
監事	丸山 晃（株式会社埼玉新聞社名誉顧問）

(6) 学会事務局

事務局はNPO法人地方自立政策研究所（〒101-0025東京都千代田区神田佐久間町2-24-301・TEL03-5846-9227）に置き、学会事務（会計を含む）を担当します。

日本自治創造学会会費規則

第1条

会費は次の通りとする。

- 1) 正会員は年会費 2,000 円とする。
- 2) 大学院生は年会費 2,000 円とする。但し、年会費には研究大会参加費、資料代を含む。

第2条

会費の納入は、年額前払いとする。

第3条

会員が退会したときは、既納の会費は、一切返金しない。

第4条

3年以上会費を滞納した会員は、原則として会員の資格を失うものとする。

【会費の納入先】

銀行口座 三菱UFJ銀行 浅草橋支店 普通預金 口座番号 0068576

郵便振替口座 00110-9-697314

〇一九（ゼロイチキュウ）当座 0697314

口座名義 日本自治創造学会（ニホンジチソウゾウガッカイ）

支 出 証 拠 書

5/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県外視察 (県自治創造学会参加)		
年 月 日	24年5月30日～ 24年5月31日	金 額	36,940 円

目 的	別紙参照
使 途	宿泊費、交通費、駐車代、大会参加費
政務活動・ 県政との 関連性	今後、議会質問、委員会質問等県政等に 別紙参照 反映させていく。

《領収書貼付枠》

領 収 証
四本康久 様 6 年 5 月 30 日

★ ¥2,000

但

上記正に領収いたしました

内 訳

税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等
税率	金額(税抜・税込)
%	消費税額等

富士市柳島276-8
駐車場 ミニパーク
TEL0545-61-7263

コクヨ ウケ-1048

但し 駐車場料金として

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるとある	36,940 円	100%	36,940 円

領 収 証

四本 康久 様

金 額	百万	千	円
	7	239	80

収 入
印 紙

但し

上記の金額正に領収致しました

R 6 年 5 月 27 日

T1080102016712

静岡県知事登録旅行業第3-269号

〒418-0008 静岡県富士宮市外堀1679-2
TEL.0544-58-1513 FAX.0544-58-4356



補記、但し 交通費と宿泊代として

新富士～東京 往復 10340円
宿泊代 13600円

領 収 証

四本 康久 様 No. 107

金 額

711000

但

第16回 日本自治創造学会研究大会 参加費

2024年 5 月 30 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

一般財団法人

日本自治創造学会

理事長 穂 坂 邦

東京都千代田区神田佐久間町2-24-30



コクヨ ウケ-695

年会費 2,000 円は R 6 年 5 月 整理番号 5-19
にて充当

県 外 調 査 概 要 書

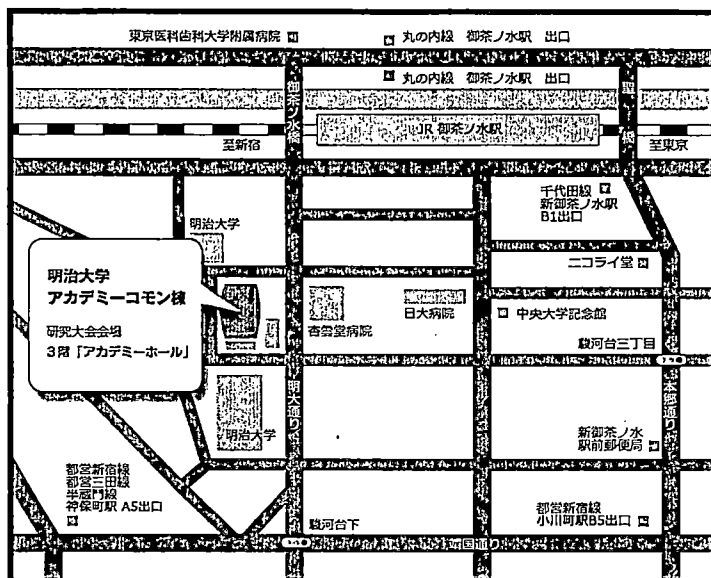
令和 6 年 6 月 1 日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久

目 的	2024 年度日本自治創造学会研究大会参加
年 月 日	令和 6 年 5 月 30 日～5 月 31 日
場 所	東京都明治大学アカデミーコモン棟
内 容	1 行程 5/30 自宅→新富士→（新幹線）→東京（お茶の水）→宿泊施設 5/31 宿泊施設→東京（お茶の水）→（新幹線）→新富士→自宅 2 応対者 別紙参照 3 聴取内容 全ての講演を聴取したが、中でも近年の災害に対する自治体の体制強化の仕組みづくりの重要性は大いに参考になった。特に私の地元では富士山噴火に対する体制づくりは喫緊の課題である。 また、デジタル大臣より現状の国の状況、地方の状況の説明があり参考になった。 4 県政への反映 県内の災害対策について、国の支援策等、これからの県施策に反映させていく。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

会場のご案内



- JR中央線 「御茶ノ水」 徒歩3分 (御茶ノ水橋口を出る)
- 地下鉄丸ノ内線 「御茶ノ水」 徒歩5分
- 地下鉄三田/半蔵門/新宿線 「神保町」 徒歩8分
- 地下鉄千代田線 「新御茶ノ水」 徒歩5分

財団法人 日本自治創造学会
The Japanese Society for Local Democracy

理事長 穂坂 邦夫

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町2-24-301
(事務局)NPO法人地方自立政策研究所内

TEL 03-5846-9227

FAX 03-5846-9228

<https://jsozo.org>

E-mail: info@jsozo.org

第16回 2024年度 日本自治創造学会 研究大会

個性と魅力ある自治体づくりに挑戦する

日程

2024年 5月30日(木) 13:00~18:10

5月31日(金) 10:00~15:05

会場 東京 明治大学アカデミーコモン棟3階 アカデミーホール
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

参加費 会 員 13,000円 (年会費2,000円、2日間大会参加費・資料代含む)

※大学院生会員参加費 2,000円 (年会費、2日間大会参加費・資料代含む)

非会員 15,000円 (2日間大会参加費・資料代含む)

※大学院生非会員参加費 3,000円 (2日間大会参加費・資料代含む)

懇親会 ~地域間交流会~ (自由参加) 2,500円

主催 財団法人 日本自治創造学会

第16回日本自治創造学会

研究大会 プログラム

■ 第1日目 5月30日(木)

12:00	開場・受付
13:00～13:10	大会挨拶 穂坂 邦夫 ((財)日本自治創造学会理事長)
◇国と地方の基本的課題	
13:10～14:00	講演 地方自治体の目指す道 吉川 洋 (東京大学名誉教授・財務省財務総合政策研究所名誉所長)
14:00～14:45	講演 個性ある自治体づくり 牛山 久仁彦 (明治大学政治経済学部教授)
14:45～15:00	質疑
15:00～15:10	休憩
◇新たな地方議会をつくる	
15:10～15:55	講演 「政策議会」の理論と実践 土山 希美枝 (法政大学法学部教授)
15:55～16:10	質疑
16:10～16:55	講演 新たな地方議会の創造“議会からの発信” 「住民自治に根幹」としての議会の作動 江藤 俊昭 (大正大学地域創生学部教授)
16:55～17:10	質疑
◇発想を変えた自治体づくり	
17:10～17:55	講演 賢く収縮するまちづくり 青野 高陽 (岡山県美咲町長)
17:55～18:10	質疑
18:30～20:00	懇親会～地域間交流～“我が自治体の新たな挑戦をPRする”

■ 第2日目 5月31日(金)

◇デジタルで地方を変える	
10:00～10:40	講演 デジタル導入の価値を考える 河野 太郎 (デジタル大臣・衆議院議員)
◇義務教育の最重要課題	
10:40～11:25	講演 今、求められる子どもの自殺予防 新井 肇 (関西外国語大学外国語学部教授・文科省いじめ防止対策協議会座長)
11:25～11:40	質疑
11:40～13:00	昼食 12:30～(財)日本自治創造学会総会 〔総会・大会運営委員制の導入及び任命〕
◇自治体を守る	
13:00～13:45	地方自治体と防災DX-令和6年能登半島地震を踏まえ- 臼田 裕一郎 (国立研究開発法人防災科学技術研究所 総合防災情報センター長)
13:45～14:00	質疑
14:00～14:45	講演 住民目線のまちづくり“都市の正義が地方を壊す” 山下 祐介 (東京都立大学人文科学研究科教授)
14:45～15:00	質疑
15:00～15:05	閉会挨拶 牛山 久仁彦 ((財)日本自治創造学会理事・明治大学教授)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

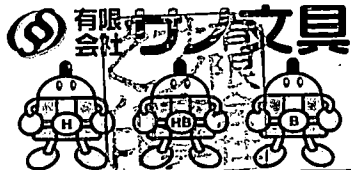
経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費(資料作成費)資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	複合機保守代・コピー料 (4月・5月分)		
年 月 日	令和6年5月31日～令和 年 月 日	金 額	3,300 円

目 的	政務活動資料作成料
使 途	複合機保守・コピー料
政務活動・ 県政との 関 連 性	議会活動に必要な資料作成
《領収書貼付枠》	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で案分	8600 円	1/2	3,300 円
		%	

請求書

No. T2080102016760



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤500790

四本 康久 様

6年5月31日 締切分

合計金額 ¥ 6,600

請求内訳	金額	摘要
前月ご請求額		
ご入金額		
前月繰越額		
税抜お買上額 2 枚	6000	
消費税等	600	
当月ご請求額	6600	

領収証

No. T2080102016760

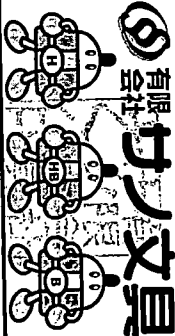
四本 康久 様

6年5月31日

金額
¥6600

但
上記正に領収いたしました

内 消費税等	現金	小切手



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX 0544-27-1027

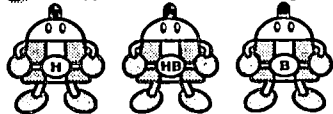
補記: 但し番子「」 複合機保守代、コピー代 (4月・5月分)

請求書

No. _____

登録番号 T2080102016760

有限会社 **サノ文具**



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤ 500790

四本康久 様

6年 4月 18日

下記の通り御請求申し上げます

合計金額 ¥ 3000

品名	数量	単価	金額	摘要
1M C2500PIC 基本料	1		3000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合 計			3000	

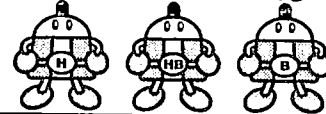
6000

請求書

No. _____

登録番号 T2080102016760

有限会社 **サノ文具**



〒418-0041 富士宮市淀川町36-18
TEL 0544-27-1023(代表) FAX0544-27-1027
振込先 富士宮信用金庫淀川支店 ⑤ 500790

四本康久 様

6年 5月 20日

下記の通り御請求申し上げます

合計金額 ¥ 3000

品名	数量	単価	金額	摘要
1M C2500PIC 基本料	1		3000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
合 計			3000	

6000

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経 費 項 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (公明・聖教新聞) 5 月分		
年 月 日	令和 6 年 5 月 31 日	～令和 年 月 日	金 額 3,821 円

目 的	県政・社会情勢に関する情報収集
使 途	令和 6 年 5 月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政・教育等の情報を収集し、政策や質問の参考にする

《領収書貼付枠》

新聞購読料 領 収 証

四本 康久 様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。
2024 年 5 月分(5/01～5/31) 領収日 5 月 31 日

領収金額 ¥3,821

品 名	定価(税込)	部 数	金 額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

公明新聞※

1,887

1

1,887

(10%対象 0円 消費税 0円)
(8%対象 3,821円 消費税 283円)

※は軽減税率対象品目です。

販売店

登録番号:T6810809785041

所 富士宮市上柚野 1 2

TEL 0544-29-3501 FAX 0544-29-3503

お申込No.

印 章

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,821 円	100%	3,821 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 四本 康久)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料 (しんぶん赤旗 日刊・日曜版)		
年 月 日	令和 6 年 5 月 31 日～令和 年 月 日	金 額	4,427 円

目 的	県政、社会情勢に関する情報収集
使 途	24 年 5 月購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	県政等の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

四本康久 様

しんぶん
領収書 赤旗

2024 年 5 月分

4,427 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930

(取扱先)
日本共産党東部地区委員会
〒410-0312 沼津市原698-1
TEL 055-968-7150
FAX 055-968-7155

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	0 円(税抜)	消費税	0 円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日

5/31



案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a) 4,427 円	案分率(b) 100%	政務活動費支出額(a×b) 4,427 円
-------------------------------	---------------------	----------------	--------------------------

令和6年	氏名	支払額	領収印
5 月		30000	

30000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
5 月		42000	

42000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
5 月		24000	

24000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
5 月		36000	

36000円

令和6年	氏名	支払額	領収印
5 月		30000	

30000円